

令和6年度 第3回福島市環境審議会 議事概要

日 時 令和7年2月5日(水) 午前10時～午前12時
会 場 福島市役所4階 庁議室兼防災対策室
出席者 委員8名(欠席4名)
中田俊彦会長、須藤康子副会長、石高久美子委員、杉山直樹委員、
田崎由子委員、富永幸宏委員、長渡真弓委員、三島昭二委員
事務局 職員15名
傍聴者 記者8社、一般7名

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事(議長:中田会長)

(1) パブリック・コメントの実施結果について(事務局より説明)

【資料1-1】 実施結果の概要

【資料1-2】 全ての意見概要と意見に対する市の考え方

(2) 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例原案について

【資料2-1】 概要

【資料2-2】 原案

【補 足 資 料】 本市のメガソーラー設置状況

○意見・質問

委 員 市内のメガソーラー設置状況を示す資料を作成いただき感謝する。マップで見ると福島市がメガソーラー設置の餌食となっているのがよくわかる。ぜひ、市民の皆さんにこういった状況を示してほしい。

委 員 令和2年に福島市や日本野鳥の会ふくしまが福島北風力発電所の設置・開発について、事業者に対し意見を出していたが、全く話題にあがらなかった。今回の福島北風力発電所の設置を認めないと市長が宣言し、発電所設置にストップをかけたことは全国的に見ても珍しいことである。環境影響評価の意見書や準備書の段階であれば、団体や一般市民でも意見を述べ、中止を求めることもできたが現段階では難しい。しかし、止めようと市が動き、全国に向けて大規模な再エネ施設を受け入れないと表明したことはとても大きいことだと思う。

一方で、一般の方も環境影響評価の閲覧、縦覧が始まったことで自ら情報を拾って、意見を言うことも可能になったが、実際その時に、一般の方がどれだけ興味や関心があったのかが問題である。

福島市のホームページで福島北風力発電所の設置を認めないと市長が宣言したことについて、市のホームページへ掲載した後の一般の方からの意見はどのくらいあったのか。

事務局 一般の方から数件応援のメッセージはいただいたが、それ以外、ほとんど声は聞こえてきていない。

委 員 やはり、一般の方の関心度が低いことも大規模発電施設開発が進んだ原因の1つにあると思う。

実際にメガソーラーは見えない場所でも開発が進んでおり、法律等にかんがみて問題がないということで進められ、気づけば先達山のような大きな開発があり、土砂崩れが起こってから初めて気づくということがある。

もっと多くの方が関心を持ってもらうため、行政が市民の方にもっとわかりやすく学べる機会や情報発信を行う必要がある。

委 員 今回の条例は福島市の区域の約7割を再生可能エネルギー発電施設の設置を禁止区域とするものであり、既存の発電施設に対する規制、事業者に対する撤去費用等の確保の義務化など、かなり他の自治体と比べても先進的な内容であると思う。

条例を具体化、そして実効性のあるものにしていくためには、再生可能エネルギー発電施設設置を計画している事業者に対する、条例内容の周知徹底や地域の市民の方々への周知といったことが非常に重要であると思う。

これから関係事業者や市民の方々へ、今回の条例内容をどのように周知徹底していくのか、市の今後の取り組み方針などについてお伺いしたい。

事務局 条例の周知に関して、まず事業者の方に対しては、既存ガイドラインに基づく事業者の届け出等の際に条例施行後に条例にかかる届けが必要である旨と条例の内容についての周知ができると考えている。

また、市のホームページでの発信、紙媒体としての市政だよりの中でも、特集を組むような形で、広く、住民もしくは事業者の方に向けての、条例に関する情報の周知に取り組んでいく考えでいる。

委 員 事業者への条例内容周知の際に、期限付きで了承の回答をするように求め、回答状況を市民へ示してほしい。

事務局 届出がある事業者へは期日を決めて回答を求め、その件数を伝えることはできると思う。ただし、特定の事業者が出していないといった情報の公表まではできないが、しっかりと事業者に回答を求めて参りたいと考えている。

委 員 福島市の区域の7割が禁止区域となっているが、その中に既存施設があるということが心配であり、今回の条例によって、どこまで厳しくできるのかが一番の問題であると思う。

反面、禁止区域ではない街中への設置が多くなるのではないかと心配してい

る。パネルの向きによっては個人の住宅に反射光が当たってしまうのではないかと心配しており、条例でどのように規制できるのか教えてほしい。

事務局 まず禁止区域以外では許可制を導入しており、許可基準というものを設ける考えでいる。その中で、当然その反射に関するもの、排水される生活の安全に関わる部分と反射といった生活にかかる部分についても、一定の基準を設け、それをクリアしたものだけが設置許可が受けられるというところで、適切な発電施設の設置がそれによってなされ则认为している。

委員 条例の原案がかなりしっかりしており、条例施行となれば、申請する方はなかなかでてこないのではないかと感じる。

しかしながら、既存発電施設に対する規制がかなり甘いように感じる。「法の不遡及の原則」により、本条例を遡及して適用することは困難とあるのはおかしいと思う。法は私たちのためにあり、自然の恩恵を受けて私たちが生活できている部分なのできちんと考えていかなければならない。

事務局 遡及適用の件について、特に規制をするようなもの、例えば刑罰を例にあげると、今まで合法だったものが、いきなり過去に遡って違法となり、刑罰を受けなければならないと言われてしまうようなことがあってはならないという憲法上の規定がある。この考え方から、法律上の絶対原則のルールとして規定されている。

ただし、例外として、それが規制される当人の利益になるような場合は、例外的に許されるというものもある。今回は市民にとって、大きな利益があるものの、規制される事業者側からすると、遡って規制を受けるというものは、明確な不利益となることから、少なくとも今回の条例案では、法律上のルールから遡及適用は難しく、現在のよう形となった。

委員 政府は太陽光発電設備の廃棄・リサイクル制度創設を考えており、法律化されたときにはそれに付随して市も実行していくということを、条例の附則へ明記していただきたい。

事務局 今回設ける許可基準の中で、電気事業法や再エネ特措法その他、関係法令の基準に適合していることということをきちんと明記しており、リサイクル部分もそこに入ってくる想定と考えている。

また、条例の施行の日から少なくとも３年ごとに、条例施行後の状況や社会情勢等を勘案し、必要な措置を講じていくという形で対処できればと考えている。

委員 市内に小規模発電施設が５００件ほどあるとのことだが、それに対しての管理や監視を、今後市などで行う予定はあるのか。

事務局 条例施行後半年以内に既存施設の届出をしていただくことで、全体像を把握していく。その後、維持管理状況の定期報告を毎年提出していただき、状況を

把握していく。また、何かしらのトラブルがあったものについては、事故報告や、復旧させるというところを、事業者の方に対応を義務づけて求めていくというところになっている。

委 員

耕作放棄地や山林などの持ち主の方が、世代が変わって不要になった土地が増えている状況だと思う。そういった場所に開発が持ち上ったときにとても狙われやすいと思う。

実際にその地域に住んでいない人にとってその土地は不要な土地で、安価でも売却できるなら良いということで産廃業者などが地域の土地を買い取ってきたこともある。

おそらく、既にメガソーラーが設置されているところも、このような経緯が多いと思う。

今後はこのような土地などをどのように維持して残していくかを考える必要がある。所有者にとっては耕作放棄地や使えない土地だとしても、生態的に見るととても豊かな場所や残すべき場所というところもある。

そういうものも今後は把握していただければ環境に負荷をかける開発等の防止にもなるとともに、市民の方の大きな関心事項にもなるかと思う。ぜひ、そういった土地の有効活用や環境の保全も考えていただければと思う。

また、環境省では「自然共生サイト」という形で登録し、後世へ残そうという活動もやっている。

そういった県や国の事業なども市民に広く知ってもらい、利用することで大規模な開発が進まないようにしていただきたいと思う。

委 員

不要な土地を買い取るといったCMをものすごく見かけるようになった。これからもっと不況になり、お金が大変な時代になると、不要な土地を持っているよりは、いくらかのお金をもらいたいと思うようになると思う。現状の仕組みでは発電事業以外に土地を利用し、直接的に発電事業による開発抑えるというところがちょっと難しいのかなと思う。また、市の施策としての農政部門的な考え方や、跡地の活用については、市が全体的に考えていかなければならないところだと思っている。今日の会議には環境部以外に3名の職員が出席しているので、線で考えるのではなく面で考えていかないといけない。本当に大変な時代に入っているので、今まで通りのものの考え方ややり方では駄目になっているので、少し幅広くいろんなところと切磋琢磨して、やっていかないと、市民の健康、安心安全は守れないと思っている。

委 員

ノーモアメガソーラーから始まり、ここまで短期間で我々の意見も十分反映し、他の市町村或いは県に先駆けて、立派な条例を作っていただき感謝する。

委 員

小規模の設置箇所が500件ほどあるとのことだが、どのぐらいの大きさを小規模としているのか。

事務局 大規模なものを出力で1メガワット以上（1,000キロワット以上）というもので区分しており、小規模なものは電気事業法でいうところの事業用発電のラインになっている10キロワットから999キロワットまでというところでとらえている。

委員 事業者は廃棄費用を10年間積み立てるとのことだが、その金額は広さに応じて決まるのか。また、本人が自分のところに積み立てるのかそれとも、許可を出したところに積み立てるのか。

事務局 廃棄費用の積み立ては、国のFIT制度によるものであり、発電の出力に応じて、必要な費用が算出されることとなっている。通常であれば、電力事業について取りまとめを行う外部機関があり、そこに対し拠出し、積み立てを行っていく制度となっている。毎月、発電量×積み立て単価で算出された金額を積み立て金額として差し引き、残りを発電事業者へ収益として渡されるというような仕組みになっている。

議長 積立金は国の外郭機関として作られたOCCTOという機関にプールされている。OCCTOは経済産業省の資源エネルギー庁と日本中の電力会社が協力してできた機関であり、特に系統の電気の流れを広域で運用する部署である。いわゆる電力の日本銀行的な感じで、私たちの身近にはないが、数年前にできて以降、水面下で動いている。

積立金額のルールなどは市民の目につくところへは出ておらず、しっかりと調べればどこから幾ら積み立てられているかはわかるものの、まだ制度が始まって間もないのと、実際に廃棄費用が必要となるのは10年20年後なので、今はひたすら、お試しの段階で、少しずつ半強制的にこの事業会社からある割合で取り立てをして、それをもとに、何か条件にして認めていくという制度に変わってきている。

委員 メガソーラーの場合、廃棄に相当な金額がかかることが想定され、10年間の積み立てでその費用を確保できるのかが心配である。

また、撤去後の原状回復の義務化はできないと書かれているが、例えばちょっと植林をするなど、最低限これぐらいはしなければならないなどといったところの内容があればと思う。

事務局 まず、10年間で積み立てができるのかというところは、国の方の資料など見ると、1キロワットあたり1万円のようなことで廃棄費用かかるとされている。それをもとに、現状の積み立てる金額を算出していると思われるので、一般的に必要とされる金額というのはその積み立ての中で確保ができるのではないかと考えている。

また、事業者に対しての撤去後の原状回復については努力義務になっているが、事業者に求める部分は、今後、条例規則の他にマニュアルを整備して、事

- 業者へ公開をし、その中で、細かい点をお示ししていければと考えている。
- 委 員 条例を実効性のあるものにしていくためにはやはり全体像が見えないとならないので、これから作る条例の施行規則なども非常に重要になってくると思う。
- 従って、この条例の施行規則の今現在の進捗状況とそこに記載する内容、今後の公布・施行の見通しなど、市の考えをお伺いできればと思う。
- 事務局 施行規則、その下のマニュアルの部分についても、事務方の方で、作成方を進めている。
- その中で、例えば許可基準だと、他法令に基づく開発許可や林地開発許可、森の規制法等造成等を伴うようなものは、関係法令、他法令の基準なども参考としながら、より実効性のある許可基準になるように、庁内調整を進めている。
- 併せて、施行を時期は本条例と合わせて施行する予定である。
- 委 員 パブリック・コメントで寄せられた９５件に対しての事務局の回答内容は大変コンパクトに、わかりやすくまとめられており、市がこれから条例を施行していくにあたっての全体像が見えたというように思う。
- また、今回の条例案の附則の中に、この条例の見直しや検討という状況についての内容が記載されている。もっと多くやってもいいという意味合いで、少なくとも、３年ごとにとの記載があるが、この内容を見たときに、何か市の方で、状況が変わったときには、早めに動けるようにしているのだと思った。
- 委員の皆さんは、地元のことなので非常に心配して話をされているが、この条例の附則の内容については、そういった意味合いを持っているものだという事で、市のやる気度があるなと感じた。

(３) 福島市環境審議会条例の改正について（事務局より説明）

【資料３】 福島市環境審議会条例の改正について

- 委 員 専門部会の設置はすごくいいことだと思う。専門的な部分はどうしてもこの審議会の中ではわからないことも多々あるので、専門部会で審議していただき、その内容をさらに審議会で協議していくことは、わかりやすくとてもいいことだと思う。
- また、ぜひ専門委員の中に自然保護・保全の観点をもつ人達を入れていただきたい。
- 委 員 専門部会の新設で一番重要なことは、審議会から専門部会に結果を委ねることができるという部分である。専門部会で審議された結果を受けて、審議会では何かを議論をするというような状況ではないというふうに、事務局からの説明から受けとった。このあたりはどのように整理されているのか伺いたい。

- 事務局 今考えている原則的なフローとしては、市長からの諮問を受けて、審議会から専門部会に調査審議の依頼を出し、専門部会から審議会へ審議結果の報告をあげ、市長への答申をするというのが、通常のサイクルで原則的なものと考えている。
- ただし、※１、※２の方で記載しているとおり、要綱や必要となる事項を審議会に諮り、ルールづくりをした上で、専門部会の結果をもって、審議会の議決とすることや、審議会を通さずに、専門部会から審議をスタートできるといったことで、一部手続きの省略を図ることができる仕組みづくりを考えている。
- 委 員 先程の説明は、専門部会の審議内容を審議会に１回も確認をさせないで、答申となってしまうということか。
- 委 員 事務局の説明では、必ずしもすべてが審議会を通さずに専門部会で議論されるのではなく、審議会の手承が得られれば一部については、専門部会で議論し、その結果を審議会の答申として出してもいいという発言をしていたと認識している。
- 事務局 原則、審議会を通すルールとなっているが、一部省略を図ることができる規定を設けることで、スピード感持って対応しなければならない場合は、このルールに則った手続きを取るということでご理解いただければと思う。
- 委 員 条例が施行されて進んでいくと想定外のことが出てきたりする可能性もあるので、この専門部会は、審議会の保険的な立場で何かあったときに、早急に対処することができると考えているので、できれば専門部会に会長が入って欲しいと思う。私たちの審議会と切りはなすのではなく、関連して内容を、把握している人が専門部会の中に入っただけだと、私たちも安心かなと思う。
- 委 員 本当に全国的に誇ってもいい条例が完成していると思う。
- 条例施行までの期間に駆け込みで事業を行う業者もかなりあったとは思いますが、十分に対応していただき、強い意志が表面に出していると思う。
- これからも、こういった大きな問題が起きることが多々出てくると思うが、福島市が私たち市民からの情報を丁寧に受け取り丁寧に回答ができるような環境づくりと、私たち市民の意識改革も今後、十分にしていける必要があると思う。ぜひ、この条例を全国に向けて、情報発信をしていただければと思う。
- 議 長 今回、市内のメガソーラーの地図がようやく出てきたが、非常に直感的にわかりやすく感じた。実はこれ以上の個人情報や企業情報が入ったものを国でも公開を始めている。ＦＩＴ－ポータルというところを見ると、日本中のすべてのものが出てくる。そこで福島県とか福島市を検索すると、全部出てくるので、非常にリアルである。例えば、農家の方々の個人で所有されるものや企業であっても実名で全て公開されている。

もう1つ、去年の4月から変わったのは、再エネ特措法により住民説明会が義務づけられたことがある。それから、先程話がでていたが、家の近くに太陽光のような大きな反射するようなのがあったら心配だというのはその通りである。10キロワット以上になると、このF I T - ポータルのデータベースに掲載される。また、再エネ施設を設置する場合、住民説明会を開催する義務があり、小さいものは100メートル以内の住民が該当すると国が決めている。ですから、100メートル以内に自分が該当する方はF I T - ポータルを見に行くと住民説明会開催のアナウンスが出ている。住民説明会を開催しても誰も来なければ、事業者は関心がないというふうに判断せざるをえないし、誰かが来れば、それは説明したということになる。

2つ目は、市の先達山に関するホームページができてから、いろんな情報が入ってきて驚いている。一方で事業者のホームページも去年の秋ぐらいに作られたが、ほとんど情報がないというギャップを感じている。

やはりこれから案件が増えてくると専門部会の対象になってきて実務も増えてくるが、それをすべて公表していくものではなく、一部守るものと出すものがある。その点は全てを公務の中でやるものと、少し民間とか市民の知恵を入れてやわらかく運用していくものが両輪であるとその地域の力は強まるのかなと思っている。

つまり、そんな昔で言えば環境団体だが、当時の環境団体はやはり自然保護ということでこういう事業のための環境団体ではなかったので、その位置付けが、よほど反対する場合しか出番がなかった。賛成の場合もあるかもしれないが、事業者も反対しに来たとしか感じてくれないといった状況で、実は協力して、少し出力を2割抑え、開発面積から森林地を除いて、町から見えないような配慮を少しでもすれば大分景観が変わるが、どちらかという体育会系的な投資商品として精一杯安くし、水揚げを取るというのが、事業者の論理である。

その辺の中間に入る環境団体はとても大事であって、それが成熟した地域は、ソフトパワーといいますけど、軍事力とか法規制とは別に、人々の理解が進んでいて、この地域はやはり事業者から見ても、気をつけるというのではなくてむしろその他の地域よりも先駆けて、地域に共生型のものを見ると、それがちゃんとわかってくれる人たちが多いのだというふうにも学習してもらう。

ですから、今はウェブサイトを使い、先ほどの見えない部分でやっている発電事業についても100メートル以上離れたら自分は説明会に参加できないとしても、誰か説明会に参加した人がいれば、そこからの情報収集が可能になってきている。そういうものを若い人たちが活用し、環境団体等の機能を少しずつ作っていくと、非常に強い地域になるのかなと思う。要は専門部会がどんな

に汗かいても、それが地域の人々の理解からあまりかけ離れてしまうと、それはそれで逆のバッシングを受ける可能性もある。まさに審議会はそういう人たちのリーダーの塊になっていくことを期待して、私の発言といたします。

○事務連絡

事務局 本日の議事概要については、事務局でまとめ、委員の皆様にご確認いただいた後で、市のウェブサイトで公表したいと考えている。
なお、議事概要の確認については委員の皆様のメールアドレスまたは紙で郵送させていただく。

4 閉会

以上